

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。



山和運輸合資會社定款

第一章 總則

第一条

當會社、商號ハ山和運輸合資會社ト稱ス

第二条

當會社ハ左ノ事業ヲ営ムトシ其ノ目的トス

一、運送營業

二、貨物保管業

三、右各項ニ附帯スル業務

第三条

當會社ノ出資金ハ金五千圓也トス

第四条

當會社ハ本店ヲ東京市品川區品川町一丁目ニ置キ

才或章 社算及出資

第五条

當會社ノ社算、氏名、住所、出資ノ種類、價格及責任ハ

左ノ如シ

山和運輸合資會社

電話號碼 一六五四二番

一金貳千貳百圓也 東京市品川区北品川町二丁目二番地

無限責任 山崎 二雄

一金貳千圓也 東京市本所區梅町三丁目二番地

無限責任 滝口 和吉郎

一金參百圓也 東京市王子區千代田町一丁目二番地

無限責任 滝口 和三郎

一金貳百圓也 東京市江川区平井町三丁目一〇三番地

無限責任 後町 要

一金貳百圓也 東京市蒲田區林町一五一番地

無限責任 山崎 四治

一金貳百圓也 靜岡縣濱名郡赤佐村根室九四番地

無限責任 岩淵 義真

才六條

當會社、社員、他、社、債、主、承諾、受、シ、テ、其、持、分、の、全、部、
又、一、部、ヲ、他、人、ニ、讓、渡、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、ス、之、ニ、違、反、シ、テ、行、
為、ス、之、ヲ、以、テ、會、社、ニ、対、抗、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、ス、

有限責任社、其、全、部、又、一、部、ヲ、他、人、ニ、讓、渡、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、
其、持、分、の、全、部、又、一、部、ヲ、他、人、ニ、讓、渡、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、

才七條

才八條

才九條

才十條

當會社、其、業、業、年、度、毎、年、一、月、一、日、ヨリ、始、メ、十、二、月、三、十、日、

當會社、其、業、業、年、度、毎、年、一、月、一、日、ヨリ、始、メ、十、二、月、三、十、日、

當會社、其、業、業、年、度、毎、年、一、月、一、日、ヨリ、始、メ、十、二、月、三、十、日、

當會社、其、業、業、年、度、毎、年、一、月、一、日、ヨリ、始、メ、十、二、月、三、十、日、

當會社、其、業、業、年、度、毎、年、一、月、一、日、ヨリ、始、メ、十、二、月、三、十、日、

才拾陸條

二終り六月及十二月二期ヲ以テ決算期トス
當會社ノ利益金ハ総收入金ヨリ諸經費及損失金ヲ控除シタル其殘額トス

才拾貳條

當會社ノ利益金配分法ハ左ノ通り定ム
一積立金

一特別準備積立金
一配當金

才拾參條

計算ノ都合依リ後期ニ繰越金ヲ為スコトヲ得
各社算ノ損益分配ノ割合ハ其出資額ニ依ル
當會社ノ損失ヲ填補シタル後ニアラサレハ利益ノ配當ヲ為スコトヲ得ス

才拾四條

才拾五條

社算ハ左ノ事由ニヨリテ退社ス
一総社算ノ同意

二死

三破産

四禁治産但シ有限責任社算ハ此限ニ非ス

五除名

才拾六條

社算ノ除名ハ左ノ場合ニ限リ他ノ社算ノ一致ノ決議ニ依リ之ヲ為スコトヲ得

一社算ヲ出資ヲ為スコト能ハサルト又ハ催告ヲ受テ

タル後相當ノ期間内ニ出資ヲ為サルト又ハ

二社算ガ會社ノ名譽ヲ毀損シタルト又ハ

三社算ガ會社ニ對シ損害ヲ與フ又行為アリタルト又

才拾七條

四有限責任社員ノ業務ノ執行ニ不喫シタルトモ
五其他社員ノ重要ナル義務ヲ盡ササルトモ
社員ノ除名ノ場合ハ其ノ持分ニ基ク當會社ニ對スル
權利ヲ失フモノトス

才六章 解散及清算

才拾八條

當會社ハ左ノ事由ニ依リ解散ス
一 総社員ノ同意

ニ其他商法ノ規定ニ依リテ解散ス

才拾九條

當會社解散ノ場合於ケル會社財産ノ處分法ハ總
社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム

才貳拾條

但シ總社員ノ選任シタル者ニ於テ清算ヲ為スコトヲ妨ケス
殘餘財産ハ各社員ノ出資額ニ依リテ之ヲ分配ス

才貳拾壹條

本定款ニ明記セザル事項ハ總ニ商法及其他ノ法律
規則ニ從フ

右山和運輸合資會社設立ノ為メ此定款ヲ作成シ各社員左ノ署名捺印ス

昭和拾陸年六月廿拾日

以上